

保護者 各位

鹿児島工業高等専門学校学生課長

(公印省略)

鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請について（通知）

標記の件について、鹿児島県では平成26年度より「奨学のための給付金制度」が開始され、高校生等がいる低所得世帯を対象とした返還不要の「奨学のための給付金」を支給します。

つきましては、申請を希望される方は下記要領にてご提出してください。なお、本通知は該当すると思われる保護者へ通知しておりますので、申請漏れののないようご提出のほどよろしくお願い致します。

記

<支給対象者>

当該年度の基準日（7月1日）において次のすべてに該当する保護者等

1. 高校生等の保護者等が鹿児島県内に住所を有すること。
2. 高校生等が高等学校等就学支援金の受給権者又は学び直し支援金の支給対象者であること。
3. 高校生等が次のいずれかの世帯に属すること。
 - (1) 生活保護受給世帯（生活保護法による生業扶助が行われている世帯であること。）
 - (2) 保護者等全員の市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯

※保護者の住所が鹿児島県以外の場合は、保護者の住居のある都道府県より申請できます。

鹿児島県以外での申請を希望する場合は、学生係までお問い合わせください。

<提出書類>

- ◎奨学のための給付金受給申請書（第1号様式）※両面記入箇所あり
- ◎口座振込申出書（口座番号、支店名、預金種別、口座名義の記載のある通帳の写しを添付）
※口座名義は申請者本人のものとしてください。（学生、配偶者名義は不可）
- ◎生活扶助受給証明書（7月1日現在の状況がわかるもの）※生活扶助受給世帯のみ
- ◎健康保険証の写し（15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の子を扶養している場合）
※健康保険が国民健康保険の場合等は、扶養誓約書及び住民票（世帯全員）を提出
※課税証明書等の提出は、就学支援金収入状況届等で提出していただいているため不要です。

<提出期限>

平成30年7月31日（火）鹿児島工業高等専門学校学生課学生係 必着

【本件担当】

〒899-5193 霧島市隼人町真孝1460-1
鹿児島工業高等専門学校 学生課 学生係
TEL：0995-42-9015 FAX：0995-43-2584
Mail：gakusei@kagoshima-ct.ac.jp